

(3) 選定委員会による審査(案)

指定管理候補者の選定にあたっては、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等で構成する三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、上記（1）の申請資格の審査を通過した申請者を対象に、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記①の審査基準等に基づいて総合的に審査を行います。

①審査基準等

I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	○県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	2	2	1	0
	○県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか				

II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	○安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか	2	2	1	0
	○防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制、日常的な訓練、物資の備蓄等が十分に考えられているか				
	○医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか				
	○個人情報保護のための対策が十分に考えられているか				
3 施設及び設備の維持管理	○施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	2	2	1	0

III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	①診療科	○現行の診療機能を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	②外来診療体制	○地域のニーズに対応した外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③入院診療体制	○必要な病床の稼働、適切な看護の配置基準について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
5 政策的な医療機能	①救急医療機能（小児救急除く）	○救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画となっているか	2	2	1	0
	②高度医療機能	○高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③小児医療機能	○常勤医師による安定的な外来診療体制、入院診療、小児救急に係る診療方針について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④周産期医療機能	○常勤医師による婦人科の外来診療体制、周産期医療の提供及び関係医療機関との連携について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤災害医療機能	○災害時の医療提供について、災害拠点病院として具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥へき地医療機能	○へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑦精神科医療機能	○精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携、認知症医療の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑧その他医療機能	○感染症対策等医療・保健施策について、県や関係機関との連携・協力していく提案であるか	2	2	1	0
6 地域医療全体の質の向上	○地域内外の医療機関や介護事業者などと密接に連携して医療を提供する提案であるか	2	2	1	0	

7 医療従事者の確保、育成等	①医療従事者の確保	○医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織、責任体制、働きやすい職場環境の整備等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	②医療従事者の育成	○医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③研修医等の受入れ	○研修医、看護実習生の受入れについて、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
8 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	○患者等の意見・要望を踏まえたサービスの提供や情報提供について、具体的かつ適切な計画になっているか		2	2	1	0

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

9 収支計画等	○病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか	2	2	1	0
	○経費節減につながる提案があるか				

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	○他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
	○病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	2	2	1	0
	○病院事業（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか	2	2	1	0

各委員 46 点満点 × 7 名 = 322 点満点

② 第一次審査

上記（1）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（4）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の審査を行い、上記①の審査基準等の配点に基づき採点します。

選定委員会は最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準とします。最低基準は、選定委員会委員が採点した総得点（322 点満点）の 5 割以上（161 点以上）とし、最低基準を満たしていない場合には順位付けを行いません。

なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて審議を行います。

第一次審査の結果は、審査終了後速やかに、すべての申請者に書面で通知します。

③ 第二次審査

第一次審査を通過した申請者を対象に、上記①の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。

なお、ヒアリングでは、申請者に提案内容の説明（プレゼンテーションによる説明）に対し質疑を行ったうえで審査を行います。

ヒアリングは、10月中旬～10月下旬を目途に実施し、その詳細については別途通知します。

④ 審査における留意点

上記①の審査基準等のうち、特に、「4 基本的な医療機能」、「5 政策的な医療機能」、「7 医療従事者の確保、育成等」及び「10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等」を重点項目として審査を行います。

⑤ 順位付け

申請者からの提案内容については、第一次審査による事業計画書等の採点及び第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会での審議により順位を決定します。